

# 医療法人社団みのりの会 田島医院

## 通所リハビリテーション運営規程

### (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団みのりの会 田島医院が開設する通所リハビリテーション すこやかルーム（以下「事業所」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

#### 第3条

- 1 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が安心して過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかわる外の利用は、原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。  
また、情報の開示については利用者の求めに応じて、サービス情報の開示をします。

### (事業所の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- ・ 事業所名称：医療法人社団 みのりの会 田島医院
- ・ 所在地：広島市南区宇品東一丁目4番19号
- ・ 連絡先：TEL：082-252-0031 FAX：082-254-7232

(従業者の職種、員数)

第5条 通所リハビリテーションの従事者の職種、職員の員数、職務の内容は法令の定める人員に関する基準を下らないものとし、次の職を置くものとする。

職種	配置
管理者 医師	田島 加奈子 (常勤兼務1名)
理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	2名以上

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、通所リハビリテーションに携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、検温、血圧測定等のバイタルチェックをし、健康管理を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士及び作業療法士は、通所リハビリテーション利用者に対し通所リハビリテーション計画書の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。  
但し、お盆(原則 8/13～8/15は休み)  
年末年始(原則 12/29～1/3は休み)
- (2) 営業日の8時30分から17時までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、1日24人とする。

第9条 通所リハビリテーションの内容。

個々の「通所リハビリテーション計画書」に沿い計画的に提供を行っていく。

主な内容は

- ①健康管理 : 来所時の血圧・体温・脈拍の測定
- ②食事の提供 : 個々の身体状況にあった食事の提供
- ③送迎 : ご自宅までの車での送迎
- ④作業療法的活動 : 手指等の機能・維持・向上を目的とした作品作り
- ⑤機能訓練・物理療法
- ⑥体操 : 個々の身体状況にあった機能訓練・物理療法・グループでの体操
- ⑦レクリエーション : ゲーム等や季節ごとに行う年中行事
- ⑧入浴サービス
- ⑨食事・排せつの介助

短期通所リハビリテーションに関しては

- ①健康管理 : 来所時の血圧・体温・脈拍の測定
- ②リハビリテーション : 理学療法士による個別リハビリ 機能訓練
- ③送迎 : ご自宅までの車での送迎

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

別紙 重要事項説明書とおり

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

広島市南区・中区・西区・東区

第12条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・火気の取扱いは、施設内では、固くお断りします。
- ・飲酒喫煙について、喫煙は出来ません。飲酒も禁止です。
- ・設備・備品の利用は、本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ・金銭・貴重品の管理は、各自でお願いします。
- ・宗教活動・政治活動は、利用時の執拗な活動はご遠慮下さい。
- ・ペットの持ち込み及び飼育は、お断りします。
- ・「なまもの」の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・他利用者との金銭等のトラブルが生じないようにご注意下さい。

第13条 災害時には以下のマニュアルに沿い対応を行う。 別紙 防災マニュアル参照

(職員の服務規律)

第14条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定めるみのりの会田島医院の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理及び感染症予防対策)

第18条 ・専任の感染症の予防及びまん延防止担当者を設置し、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的（年1回以上）実施、その内容を職員に周知する。

- ・感染症の予防及びまん延防止のための対策の研修をおおむね6ヵ月に1回以上開催する。
- ・利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- ・食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第19条 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(人権の擁護及び認知症ケア 虐待・身体拘束の防止、ハラスメント防止の措置)

第20条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等、事業所職員の安全確保と労働環境の整備の対応のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止の為に必要な措置

専任の虐待防止担当者を設置し虐待防止委員会を定期的（年1回以上）実施、その内容を職員に周知する。

従業者に対し、虐待防止の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。

サービス提供中に、当該事業所従事者または擁護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に報告する。また、利用者に対する虐待の早期発見の為、行政が行う調査等に協力する。

虐待防止のための指針を整備する。

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

### (3) 身体拘束防止の為の措置

従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

### (4) ハラスメントの防止についての措置

ハラスメント防止を図るため、職員に対し、必要な研修を定期的（年1回以上）に実施する。

事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

### (5) 認知症ケアについての事項

従業者に対し、認知症ケアのための研修を定期的（年1回以上）に実施する。

事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修の受講をさせる。事業者が新たに採用した従業者（新規・中途採用を問わず）で医療・福祉関係資格を有さない者については、採用後1年間の猶予期間中に研修を受講させる事とする。

## 第21条 PCP業務継続計画の策定等

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する本サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に1回以上実施する。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行なう。

## 第

### (その他運営に関する重要事項)

第22条 ・地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

・運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

・通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人みのりの会田島医院の理事会において定めるものとする。

## 付則

この運営規程は、令和6年6月より施行する。